

消費税確定申告額算出及び消費税確定申告書作成業務に関する仕様書

1. 業務名

消費税確定申告額算出及び消費税確定申告書作成業務一式

2. 目的

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）における消費税計算及び消費税確定申告書作成業務を外部専門家に委託する。

3. 業務範囲

令和元年度、令和2年度及び令和3年度決算における機構の取引内容に係る消費税額の調査・集計・各種明細作成、確定から申告書作成に関する事項とし、その内容の詳細は以下のとおりとする。

なお、機構の令和元年度の取引の消費税率は、経過措置が適用されている5%のものと引き上げ後の8%のもの(令和元年10月1日以降においては、それぞれ8%、10%)があり、「リバースチャージ方式」対象の取引も有している。

(1) 消費税及び地方消費税確定申告書作成業務

- ① 確定申告書作成に必要な資料リストの作成
- ② 適正な申告納付を目的とした資料準備についての打ち合わせ及び機構が提供する資料の検証（証憑原本との内容確認のための往査含む）
- ③ 支出は紙ベースの決議書等（必要に応じてCSVデータ提供可能）から、収入は機構が提供する総勘定元帳等の電子データ（CSV等）から各種計算・集計をおこない、消費税に係る課税区分集計表（Excel）を作成する。
なお、平成30年度の支出にかかる決議書等は約8千件であり、仕訳は約3万5千件である。また、機構は税込経理方式で経理処理しており、取引ごとの課税区分のデータ等は作成できない。
- ④ 確定申告額の算出（平成30年度においては、課税売上割合は約50%であり、一括比例配分方式で計算）
- ⑤ 確定申告書及び計算過程に関する明細書の作成
- ⑥ 消費税計算における、運営費交付金や補助金等の特定収入の算出及び内訳書等作成。なお、運営費交付金については全て使途不特定としている。
- ⑦ 運営費交付金を財源として支出した人件費に関する消費税法上の課否区分の確認

- ⑧ 消費税の納税額については、機構の各勘定において計上することから、勘定ごとの消費税額を算定する。
- ⑨ 消費税申告書及び納付書の作成、税理士法第 33 条に基づく消費税申告書への署名押印
- ⑩ その他申告書完成に通常必要となる一連の作業

(2) 消費税に関する相談業務

機構からの求めに応じ、電話・メール・来訪・資料提供などの手段によって消費税に関する相談（通常業務における消費税業務に対する助言、課否区分の判断等）に対する対応を行うこと。

(3) 税務調査対応

機構に令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度の消費税に関する税務調査が行われ、機構から要請がある場合は、機構からの疑義照会等への対応を行うこと。

4. 業務の実施期間

契約締結日～令和 4 年 6 月 30 日まで

ただし、3. (1) ①～⑧については、決算業務での消費税関係確定予定の各年 5 月下旬、⑨については決算業務終了予定の各年 6 月中旬までとし、具体的日程については年度毎に機構と調整する。

5. 納品および検収

3. (1) ①～⑧については各年 5 月中旬、⑨については各年 6 月上旬を目安に年度毎に機構と調整した日までに機構へ納入すること。これらが適切なものであると機構で確認され次第、検収終了とする。

6. 応札条件

- (1) 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に規定する税理士又は税理士法人であることとし、税理士法第 18 条の登録を受けた者を本業務に配置すること。
- (2) 業務を行う税理士のうち、税理士法第 45 条（脱税相談等をした場合の懲戒）による懲戒処分を受けた者がいないこと。
- (3) 運営費交付金、補助金、負担金その他これらに類するものの用途特定に関する資料の検証や証明書発行、及びこれらを含む消費税の申告額算定、申告書作成業務の実績を有していること。

(4) 独立行政法人または国立大学法人における消費税を熟知した税理士を配置し、機構からの緊急の依頼・相談に対する対応等が可能な者であること。

(5) 当機構の会計監査人として選任されている者でないこと。

7. 個人情報の保護

受託者は、本業務の性格上、個人情報が本人のプライバシーに係る重要な情報であることを認識し、個人情報を本業務の目的にのみ利用するものとし、その他の目的で利用してはならない。また、個人情報保護法その他関連法令等を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。

8. 再委託の取扱い

受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。受託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を機構に報告して承認を受けること。受託者は、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう必要な処置を実施し、機構に報告して承認を受けること。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。

9. その他

(1) 機密保持

本業務を実施する上で必要とされる機密保持に係る条件は、次のとおり。

- ① 受託者は、受託業務の実施の過程で機構が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本受託業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。これは、受託期間満了後も同様とする。
- ② 受託者は、本受託業務を実施するにあたり、機構から入手した資料 等については管理台帳等により適切に管理し、かつ、以下の事項に従うこと。
 - ・ 用務に必要ななくなり次第、速やかに機構に返却すること。
 - ・ 受託業務完了後、上記①に記載される情報を削除又は返却し、受託者においてファイル等情報を保持しないことを誓約する旨の書類を機構へ提出すること。
- ③ 応札希望者についても上記①及び②に準ずること。
- ④ 「秘密保持等に関する誓約書」を別途提出し、これを遵守しなければならない。

⑤ 機密保持の確認のため、必要に応じ受託業務の実施中の施設を立ち入り検査する。

(2) その他留意事項

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、受託者は委託者と十分協議して、決定することとする。

10. 窓口連絡先

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

財務管理部会計課 佐藤 絵美

電話 03-3506-9408

Email sato-emi@pmda.go.jp